

事業概要

平成30年度

生涯現役スキル活用型雇用推進事業とは

(沖縄県商工労働部雇用政策課)

条件

高年齢者

3年以上在籍しており、
スキルを若年者に
継承できる方。
(55歳以上)



条件

若年者

新たに正社員として
新規雇用した方。
(15歳～30歳まで)



ペア就労

高年齢従業員と新規に雇用された若年者がペアを組んで同じ業務に携わることにより、若年者への技能継承を実現する就労形態を言います。

28万円

加えて



「働き方の改善にかかる制度」を
新しく事業所に導入

+5万円



65歳を超える高齢者雇用確保措置を実施
または、満66歳以上の従業員を1人以上雇用している

+5万円



ペア就労に中堅社員を指導役として追加し、
高年齢従業員、中堅社員、^(※)若年者の3者で実施

※31歳から54歳の正社員で在籍2年以上の方

+5万円

対象企業

- 従業員が65歳まで働けるよう「定年の廃止」「定年の引き上げ」「継続雇用制度」のいずれかの措置を講じている県内の中小事業主であること

企業には、個人、特例社団法人、一般社団法人、公益社団法人、特例財団法人、一般財団法人、公益財団法人、医療法人、学校法人、社会福祉法人、労働組合、協同組合、協業組合等が含まれるものとする。

- 企業全体で常時雇用する労働者の数の上限を300人以下とし、かつ中小企業基本法の「中小企業者」に定義される事業主であること
- 県内にて設置届を提出している雇用保険適用事業所であること
- 過去6ヶ月以内に事業主都合による離職者がいないこと
- ペア就労を県内事業所において3ヶ月実施すること
- 他

助成金申請フロー

